

国際人権保障と政教関係

——ヨーロッパ人権裁判所の判例におけるライシテの原則——

小 泉 洋 一

序

日本国憲法が信教の自由を規定するのと同様に（20条1項・2項）、国際人権条約も宗教的自由を保障する（例えば「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国際人権規約）18条）。だが、日本国憲法に規定されている政教分離の原則（20条1項後段・3項、89条）は、国際人権条約には見当たらない。これは、世界各国には分離制度以外の多様な政教関係が存在することからみて当然である⁽¹⁾。

それでは、国際人権条約の適用において各国の政教関係はどう扱われるのか。とくに政教分離も国際人権保障において他の政教関係と同列に扱われるのみなのか。また、政教分離の原則の要素となる理念——例えば国家の宗教的中立性——は、宗教的自由の国際人権保障において全く存在しないのか。これらの疑問は、西欧の歴史において政教関係が俗権と教権の分離の方向で進化したことが見られ、さらにアメリカ、フランスなどにおいて、政教分離制度が政教関係の歴史的展開の結果成立しただけに、興味深い点である。

(1) 世界各国の政教関係に関する憲法規定の多様性につき参照、西修『憲法体系の類型的研究』（成文堂、1997年）313頁以下。

論 説

本稿は、前述の諸点を「人権及び基本的自由の保護のための条約」（ヨーロッパ人権条約）において分析することを課題とする。ヨーロッパ人権条約を取り上げるのは、国際人権条約のうちで、同条約がもっとも強力な実効性確保のための司法的制度（ヨーロッパ人権裁判所）を備えたものだからである。

そこで、本稿では、まずヨーロッパ人権条約において締約国の政教関係がどう扱われているかを概観する。それに続き、ヨーロッパ人権裁判所の判例において、政教分離に相当する国家のライシテ⁽²⁾（laïcité）の原則がどう評価されているかを解明することにしたい。なお、私は、以前、本稿の課題に取り組んだことがあった⁽³⁾。だが、その後、人権裁判所でいくつかの興味深い判決を下されたこともあり、私は、新たに考察を加え再論する必要を覚えた。こうして執筆された本稿には、これまでの私の記述と重複があり、また部分的には矛盾する点さえもあることを了承願いたい。

第1節 ヨーロッパ人権条約における政教関係の扱い

1 ヨーロッパ人権条約宗教条項と締約国の政教関係

(1) 宗教条項

ヨーロッパ人権条約（以下、「人権条約」と言う）の宗教条項として、宗教による差別の禁止を定める14条および宗教教育の権利を定める第一議定書2条のほか、宗教的自由を定める次の9条を挙げることができる。

(2) 「ライシテ」は世俗性、または非宗教性を意味するフランス語である。ライシテはフランスで多義的であるが、法的にはほぼ国家の宗教的中立性を意味するものと解されている。したがって、少なくともフランスにおいてライシテはわが国で言う政教分離に近い語であると言える。参照、小泉洋一『政教分離と宗教的自由』（法律文化社、1998年）62-74頁。

(3) 小泉『政教分離の法——フランスにおけるライシテと法律・憲法・条約——』（法律文化社、2005年）151頁以下。

確かにその条項は政教関係に触れていない。

第9条 1 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利は、自己の宗教又は信念を変更する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、教導、行事及び儀式によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。

2 宗教又は信念を表明する自由は、法律で定める制限であって公共のため又は公の秩序、健康若しくは道徳の保護のために民主社会において必要なものみに服する。

(2) 締約国の政教関係の多様性

ヨーロッパ人権条約締約国の国内憲法等により定められた政教関係は多様である。それは単純化すれば次のように3つに分類されうる。厳格な分離制度（非宗教国家）、公認宗教制度（緩やかな分離制度）、国教制度（宗派国家）⁽⁴⁾。以下、この分類に従い締約国の政教関係を一瞥しておきたい。⁽⁵⁾

(4) Gérard Gonzalez, *La Convention européenne des droits de l'homme et la liberté des religions*, Economica, 1997, pp. 145-147; Francis Messner et autres (sous la direction de), *Traité de droit français des religions*, Litec, 2003, p. 339. これはわが国で一般的な政教関係の分類であり、津地鎮祭事件控訴審判決（名古屋高判昭和46年5月14日行政事件裁判例集22巻5号680頁）でもこの分類が述べられた。だが、フランスではこれとは異なる分類が示されることが多い。Jacques Robert, *Les relations des Eglises et l'Etat en Europe*, in Thierry Massis et Christophe Pettiti (éd.), *La liberté religieuse et la Convention européenne des droits de l'homme*, Bruyant, 2004, pp. 25-28; Maurice Barbier, *La laïcité*, L'Harmattan, 1995, pp. 173 et suiv.; Marie-Dominique Charlier-Dagras, *La laïcité française à l'épreuve de l'intégration européenne: Pluralisme et convergences*, L'Harmattan, 2002, pp. 221 et suiv.. 確かに各政教制度においても各国の差が大きいため、厳密にはみればさまざまな問題がある。シルヴィオ・フェラリ（高畑英一郎訳）「ヨーロッパ型政教関係について」日本法学69巻2号（2003年）131頁以下も参照。

(5) 参照、小泉・前掲注(3)155-156頁。

(a)厳格な分離制度 この制度の代表的な国はライシテを憲法原則とするフランスである。ただしそのライシテに関するその憲法規定はきわめて簡略である（1958年憲法1条）。これに対し厳格な分離を繰り返し詳細に憲法で規定するのはトルコである⁽⁶⁾。しかもトルコ憲法は、政党にライシテ（トルコ語ではライクリッキ（laiklik））の原則の遵守を義務づけるなど、ライシテの原則の堅持を図っている。しかしながら、その憲法には、公立学校における必修の宗教教育および宗教を管理する国家機関などが定められている点で（1982年憲法24条4項、136条）、政教分離とは相容れない要素がある⁽⁷⁾。

このほか厳格な分離制度に近い国として、オランダおよびアイルランドを挙げることができる。ただし、オランダにおいても公立学校で宗教教育が行われている（1983年憲法23条参照）。アイルランドでは、憲法に「主イエス・キリストに対するわれわれの義務」が明示されるなど（1937年憲法前文）、キリスト教が優越的な地位を保つ。

(b)公認宗教制度 公認宗教制度は、俗権と教権とを分離したうえで政教協約を締結するなどして公認宗教と国家との協力関係を維持する制度である。次のような憲法規定を持つスペインがこの制度の代表的な国である。「いかなる宗派も国教の性格を有しない。公権力は、スペイン社会の宗教的信条を考慮し、カトリック教会およびその他の宗派とのこれまでの協力関係を維持する」（1978年憲法16条3項）。

また、ポルトガルでは、憲法で政教分離を定めながらも（1976年憲法41条4項）、カトリック教会との政教協約が維持されている。イタリアに

(6) 参照、小泉「トルコ憲法における政教分離と民主主義——政教分離とイスラム主義政党——」甲南法学44巻1・2号（2003年）23頁以下。

(7) このため、トルコを非宗教国家とは認めない見解もある。Joël-Benoît d'Onorio, Religions et Constitutions en Europe: A propos d'un préambule contesté, *Revue du droit public*, 2006, p. 730.

においても、国家とカトリック教会の関係を政教協約であるラテラノ協定により規律することが憲法で明定されている（1947年憲法7条）。このほか公認宗教制度の主要国として、ドイツ（1949年基本法140条）、オーストリア（1867年国家基本法15条）およびベルギー（1994年憲法181条参照）がある。

(c)国教制度 国教制度をとる代表国としてギリシアを挙げることができる。ギリシア憲法は、「ギリシアの支配的宗教はキリストの東方正教会の宗教である」（1975年憲法3条1項）と国教を明示する。さらに同憲法は、ギリシア正教会の組織を詳細に規定するとともに、「聖書は不変である」として、教会による事前の許可なく聖書を翻訳することを禁止する（同条3項）。また、デンマークでも、「福音ルーテル教会は、デンマーク国教会であり、国教として国の支援を受ける」と憲法で国教制度を明らかにする（1953年憲法4条）。このほか国教制度の国として次の国がある。カトリック教会を国教するマルタ（1964年憲法2条）、福音ルーテル教会を国教するアイスランド（1944年憲法62条）、福音ルーテル教会を国教とするノルウェー（1814年憲法2条）、福音ルーテル教会および正教会を国教とするフィンランド、英国国教会のあるイギリス。

2 政教関係の尊重

(1)多様な政教関係の尊重

(a)ヨーロッパ人権裁判所判例 以上のことから、前述の人権条約9条が政教関係に沈黙を守っているのは、やはり締約国間で政教関係が多様性なためであることが推測できよう。当然のことながら、政教関係の多様性は人権条約9条の適用にも大きな影響を与えることとなる。実際、ヨーロッパ人権裁判所（以下「人権裁判所」と言う）は、政教関係に関する事項について各国の大きな評価の余地を承認しつつ、政教関係そのものに判断を下さない姿勢を示してきた。この点は、後述のレイラ・シ

ヤヒン判決において、人権裁判所自身により次のように明言された。⁽⁸⁾

民主的な社会において深い相違が合理的に存在しうる国と諸宗教との関係に関する諸問題が関わる時、国内の決定者に特別な重要性を与える余地がある。……これは、教育機関における宗教的象徴物の着用の規制が問題となると、……この問題に関する国内の取り組み方の多様性に照らすと、とくに妥当する。というのは、社会における宗教の意義の画一的な考え方をヨーロッパ全体で見極めることは不可能であり、……一つの宗教信念の公的な表現に相当する行為の意味またはインパクトは、時代と文脈に従い同じではない……この事項の規制は、結果として国の伝統に応じて国により異なりうる……。したがって、このような規制の範囲および方法は関係国内の文脈に依存するので、それらはやむなく一定の程度で関係国に委ねられなければならない。

このようにして、後述のように締約国の政教関係そのものに中立の姿勢を示すだけでなく、先の引用が示すように宗教的象徴物の着用の規制、宗教団体制度等、政教関係に密接に関連する事項も締約国の判断を尊重する⁽⁹⁾のが、人権裁判所の判例となってきた。

(b)ヨーロッパ法の動き ところで、ヨーロッパ法において、ヨーロッパ各国の政教関係の尊重をより明確にする動きがある。それを最初に示したのは、次のように明示されたアムステルダム条約付属第11宣言

(8) CEDH, grande chambre, arrêt du 10 novembre 2005, Leyla Şahin c. Turquie, requête 44774/98, § 109. Cf., Gonzalez, Note, *Actualité juridique droit administratif*, 2006, p. 315; Jean-François Renucci, *Droit européen des droits de l'homme, Recueil Dalloz*, 2006, panorama, p. 1717.

(9) 宗教団体制度を尊重した判決として、CEDH, grande chambre, arrêt du 27 juin 2000, Cha'are Shalom ve Tsedek c. France, *Recueil des arrêts et décisions*, 2000 -VII. 小泉・前掲注(3)168-171頁。

(1997年10月調印)である。

欧州連合は、加盟国において教会および宗教的結社または共同体が国内法により享受する地位を尊重し、軽々に判断しない (*respecte et ne préjuge pas*)。

欧州連合は、哲学的および非宗派的な組織が国内法により享受する地位も尊重する。

この宣言は法的拘束力を持たなかったが、政教関係がヨーロッパにより考慮されなければならない要素であることを、ヨーロッパの高いレベルで最初に承認したものとみなされた⁽¹⁰⁾。さらに、欧州基本権憲章(2000年12月採択)は次のように宗教的多様性の尊重を宣言した。「欧州連合は、文化的、宗教的および言語的多様性を尊重する」(II-82条)。ただしこの憲章も法的拘束力を有しなかった。

その後、アムステルダム条約付属宣言はその文言のままヨーロッパ憲法条約(2004年10月採択)に盛り込まれた(I-52条1項・2項)⁽¹¹⁾。これにより、アムステルダム条約付加第11宣言は法的拘束力を備えることになるはずであった。だが、憲法条約は、2005年にフランスとオランダの国民投票で相次いで批准が否決されたため、現在その発効の目途がつかない状態にある。

(10) Francis Messner et autres (sous la direction de), *supra*, note 4, p. 350.

(11) ただし、I-52条にはそれまでなかった次の規定が付加された。「欧州連合は、これらの教会および組織のアイデンティティおよび特別な寄与を承認して、これらの教会および組織との開かれた、透明で、定期的な対話を維持する」(同条3項)。この3項は、憲法条約前文にキリスト教に関する文言を入れないことをキリスト教徒に認めさせるため代償となったものである。Olivier Duhamel, *Pour l'Europe: La Constitution européenne expliquée et commentée*, Seuil, 2005, p. 250. 次注も参照。

なお、憲法条約には他にもヨーロッパ各国の政教関係に関して興味深い箇所がある。それは、憲法条約前文の冒頭にある、「ヨーロッパの文化的、宗教的およびヒューマニズムの遺産 (héritages culturels, religieux et humanistes) から発想を得て」という文言である。フランス人憲法学者のオリヴィエ・デュアメルによれば、この「テキストは諸宗教に対するヨーロッパの中立性を確認する」ものである。その理由は、「宗教的遺産」が複数であり、「ヨーロッパ文明を豊かにしてきた主要宗教、すなわちユダヤ教、キリスト教、イスラムがまったく平等」⁽¹²⁾だということにある。

(2)非政教分離制度への宗教条項の適用

(a)公認宗教制度 人権条約が締約国の政教関係に対して中立を保つたことを確認するため、公認宗教制度および国教制度が関わった事件に人権条約9条がどう適用されたかをみておきたい。⁽¹³⁾

公認宗教制度が関わった事件で公認宗教制度の効力が否定されなかったとみえるものは、1992年1月11日の人権委員会決定である。この事件では、スペインにおいて、カトリック教会の礼拝用建物が税の優遇を受けるが、福音教会の建物にはそれがないことが、人権条約9条と14条に違反するかどうかで争われた。人権委員会は、大要、次のような理由で条約違反はないと判断した。⁽¹⁴⁾①税の優遇は宗教的自由には含まれないこと。②スペインのカトリック教会への免税は政教協約によるところ、福音教会については政教協約が締結されていないこと。このように人権委員会は政教協約の存在を前提に判断する以上、公認宗教制度も承認され

(12) *Ibid.*, p. 117. なお、この箇所をめぐる加盟国間で「神」などキリスト教またはまたはそれに関連する文言を挿入するかどうかで議論となった。Cf., Onorio, p. 727 et suiv. 井田洋子「もう一つの百年の歴史——1905年～2005年；フランスにおける政教分離法の百年——」*経済と経営*（長崎大学）85巻3・4号508-510頁。

(13) 以下、参照、小泉・前掲注(3)157-158頁。

(14) Commission, décision du 11 janvier 1992, Iglesia Bautista «El Salvador» et José Aquilino Ortega Moratilla c. Espagne, *Decisions and Reports*, No. 72, 1992, p. 256.

たとみるほかない。

(b)国教制度 国教制度をとるギリシアに関する事件で人権条約9条の違反が認定されることが多い。だが、その判決において、人権裁判所は国教制度そのもの、またはそれに密接に関連することを条約違反と判断することは決してなかった。

このように国教制度に判断を下すことを避ける姿勢を示す判決として、1990年10月23日のダービー判決がある。本件の主要な争点は、スウェーデン在住のフィンランド人がスウェーデン国教会であるルーテル教会の教会税を徴収されるのが、人権条約9条に違反するかどうかである。人権裁判所の前に本件を審査した人権委員会は、1989年の報告書で9条違反を認定していた。

だが、報告書は、次のように、国教制度が人権条約9条に違反しないことをわざわざ明記していた。「国教制度が条約9条に違背するとは考えられないであろう。実際、このような制度は多数の締約国に存在し、そこではその制度は、条約が批准され、その国が条約に加盟したとき、すでに効力を有していた⁽¹⁵⁾」。なお、人権裁判所は、本件で9条適合性の判断に立ち入ることなく異なる理由から条約違反を結論づけた⁽¹⁶⁾。こうした判断方法にも、国教制度に対して評価を下すことを避けようとする姿勢を看取することができよう。

このようにして、「人権裁判所は、政教関係のいかなるシステムもア prioriに条約違反を宣告することを拒否することにより、唯一可能な姿勢をとった⁽¹⁷⁾」のである。

(15) Rapport de la Commission du 9 mai 1989, *Darby c. Suède*, Req, n 11581/85, § 45, cité in Jean-François Flauss, observations, *Revue trimestrielle des droits de l'homme*, 1992, p. 189.

(16) CEDH, arrêt du 23 octobre 1990, *Darby c. Suède*, Série A, n 187.

(17) Messner, *supra*, note 4, p. 399.

(3) 政教制度の尊重の限界

以上のように、人権裁判所は多様の政教関係を尊重する基本姿勢をとってきた。だがその判決のなかには、政教関係の尊重の限界または例外を示唆するものもある。それは後述の繁栄党判決である。同判決において、人権裁判所は、次のように一定の国教制度が人権条約に適合しないことを繰り返し強調した。

当裁判所は、シャリーア〔訳注 イスラム法のこと〕が宗教に定められた教義および神聖な規範を忠実に反映し、不変で確固たる性格を示すことを認める。政治参加における多元主義または公的自由の絶えざる進歩のような諸原則は、シャリーアとは無縁である。当裁判所は、シャリーアの樹立への明示的な標榜を含む問題となった諸発言は、あわせて読むと、全体として理解された人権条約から由来するような民主主義の基本原則と適合し難いことを指摘する。とくにシャリーアの刑法と刑事訴訟の準則、シャリーアが法秩序において女性に当てた地位および宗教準則に従いシャリーアが公私の全生活領域に介入することに照らすと、人権条約の諸価値とは明瞭に一線を画するシャリーアに基づく制度を支持すると同時に、民主主義および人権を尊重すると表明することは困難である。……人権条約の締約国においてシャリーアの樹立をめざすような行動をする政党は、人権条約の基底にある民主主義的理念に適合するとみなされるのは困難である。⁽¹⁸⁾

当裁判所は、宗教的原理主義に基づく政治運動が、過去にいくつかの国で政治権力を篡奪し、その政治運動が検討していた社会モデルを確立する

(18) CEDH, grande chambre, Arrêt du 13 février 2003, Refah partisi (Parti de la Prospérité) et autres c. Turquie, *Recueil des arrêts et décisions*, 2003-II, § 123. Cf., Michel Levinet, L'incompatibilité entre l'Etat théocratique et la Convention européenne des droits de l'homme, *Revue française de droit constitutionnel*, 2004, p. 207; Flauss, Actualité de la Convention européenne des droits de l'homme, *Actualité juridique droit administratif*, 2003, p. 610.

可能性を持ったことを見落とすことはできないであろう。当裁判所は、各締約国が人権条約の諸規定に従いながら、このような政治運動に反対する態度をとりうると考える。⁽¹⁹⁾

以上から、政教関係の尊重の限界となるのは、民主主義の基本原則に適合しない宗教規範を国法としてきわめて厳格に適用する政教関係、換言すれば神権政治制度のような政教関係であることが分かる。そして、人権裁判所の論理において、問題の政教関係とくに宗教規範と民主主義の基本原則との適合性が大きく作用していることは注目に値しよう。このようにして、人権条約は各国の政教関係に対し中立的立場を示すものの、民主主義の基本原則から、一定の国教制度が人権条約において尊重される政教関係枠外に置かれるのである。

第2節 ヨーロッパ人権裁判所判例におけるライシテ

1 ライシテの諸要素に関する判例

(1) 宗教的中立性

「真のヨーロッパ宗教法」⁽²⁰⁾を形成すると言われる人権裁判所の人権条約9条に関する判例を通して、わが国およびフランスにおいて政教分離の意味またはその要素とされるものがどう扱われているかを探りたい。また、国家のライシテの原則がどう評価されているかも探りたい。

こうした観点から判例を調べると、まず人権裁判所が一定の宗教的中立性を締約国に求めていることに気づく。この点は、1996年9月26日のマヌサキス判決において最初に示された。同判決において人権裁判所は次のように述べた。「人権条約において言われる宗教の自由を享受する権

(19) *Ibid.*, § 124.

(20) Flauss, *Actualité de la Convention européenne des droits de l'homme, Actualité juridique droit administratif*, 2000, p. 1014.

利は、宗教信条の正統性およびその表現方法に関する国の側のあらゆる評価を排除する⁽²¹⁾」。

このような宗教的自由の保障を理由とする諸宗教の価値評価の禁止は、人権裁判所により繰り返されるとともに、後に国の中立不偏義務も付け加わった。2001年12月13日のベッサラビア府主教正教会判決では次のような判断が示された。「宗教の自由の権利は、……諸々の宗教信仰の正統性に関する国の側の評価を排除する⁽²²⁾」。「国は、……規制権限行使において、また、さまざまな宗教、教派および信仰と国との関係において、中立で不偏でなければならない⁽²³⁾」。

しかも、このような国家の中立義務は、諸々の教団に対してのみならず、同一教団内で対立する諸集団に対しても妥当する。実は、前述のベッサラビア府主教正教会判決において、人権裁判所は、次のように、正教会の教団分裂から生じた宗教集団間の対立に対し、国が中立不偏の姿勢をとることを求めていたのである。「分裂した一教団の一指導者または機関を優遇し、もしくは教団またはその一部をその意に反して唯一の管理体制の下に置くことを企図する国の措置も、宗教の自由の侵害を構成するであろう⁽²⁴⁾」。

同様の趣旨は、イスラムに関する次の2判決においても示された。一つは1999年12月14日のセリフ判決である⁽²⁵⁾。これは政府により任命された

(21) CEDH, Arrêt du 26 septembre 1996, Manoussakis et autres c. Grèce, *Recueil des arrêts et décisions*, 1996 – IV, § 47. Cf., Gonzalez, Observations, *Revue trimestrielle des droits de l'homme*, 1997, p. 521. 小泉「宗教的自由と国際人権」『国際人権規範の形成と展開（講座国際人権法2）』（信山社、2006年）306頁も参照。

(22) CEDH, Arrêt du 13 décembre 2001, Eglise Métropolitaine de Bessarabie et autres c. Moldova, *Recueil des arrêts et décisions*, 2001 – XII, § 117. Cf., Decaux et Tavernier, Chronique de jurisprudence de la Cour européenne des droits de l'homme, *Journal du droit international*, 2002, p. 313.

(23) *Ibid.*, § 116.

(24) *Ibid.*, § 117.

イスラム法学者（ムフティー）とイスラム教徒組織から選出されたムフティーとが教団内で対立した事件に関する判決である。人権裁判所は、後者が一方的に取り締まられたことを条約9条に違反すると判断した。もう一つは、2000年10月26日のハッサンとチャウシュ判決である⁽²⁶⁾。ここでは、イスラム教徒組織により選挙されたムフティー（A）とAの前任者でムフティーであり続けていると主張する者（B）とが教団内で対立した場合に、国がBに好意的に介入したことが条約9条に違反すると判断された。

(2)多元主義の尊重

フランスにおいて今日ライシテの原則の内容の一つとして宗教的多元主義を捉える学説がみられる⁽²⁷⁾。このようなライシテの原則と多元主義の尊重との関わりの観点から、人権裁判所の判例をみると、そこでも多元主義の尊重が強調されることが分かる。しかも人権裁判所は、多元主義を国の中立義務に密接に関連づけるとともに、多元主義の尊重から対立諸教派相互の寛容を促進することを締約国に求めている。

前述のベッサラビア府主教正教会判決では、この点が次のように述べられていた。

〔国が諸宗教に対し中立であること〕は、多元主義の維持および民主主義の良好な運営が関わる。こうしたことは、民主主義によりもたらされる、

(25) CEDH, arrêt du 14 décembre 1999, Serif c. Grèce, *Recueil des arrêts et décisions*, 1999-IX. 参照、小泉・前掲注(21)307頁。

(26) CEDH, Hassan et Tchouch c. Bulgarie, arrêt du 26 octobre 2000, *Recueil des arrêts et décisions*, 2000-XI. Cf., Decaux et Tavernier, *Chronique de jurisprudence de la Cour européenne des droits de l'homme*, *Journal du droit international*, 2001, p. 211.

(27) Olivier Schrameck, *Laïcité, neutralité et pluralisme*, in *Mélanges Jacques Robert, Libertés*, Montchrestien, 1998, p. 200.

国が直面する問題がたとえ難儀なものであっても暴力に訴えずに対話で解決する可能性を主要な特徴の一つとする。したがって、この場合における官憲の役割は、多元主義を除去して緊張の原因を阻止することではなく、対立する諸集団が相互に寛容であることを確かなものにする⁽²⁸⁾ことである。

なお、このような判断の基礎には、「ある宗教教団などが分裂するとき、確かに緊張が生じるおそれがあるが、それは多元主義の不可欠な結果である⁽²⁹⁾」という考えをみる⁽²⁹⁾ことができる。このように多元主義への強いこだわりは注目に値しよう。

(3)民主主義

以上のように、人権裁判所が多元主義の尊重、宗教集団間の寛容の促進さらには宗教的中立性の義務を締約国に課してきた。これらの要素はライシテの理念の中心にあるとみる⁽³⁰⁾ことができる。しかも、人権裁判所は、これらの義務を基本的に民主主義から導き出している。こうした論理はわが国にはあまりなじみがないようである。だが、人権裁判所では、「多元主義、寛容および公開の精神 (esprit d'ouverture) が『民主社会』を性格づける⁽³¹⁾」というように、多元主義が民主主義と明確に関連づけられてきた。とくに宗教的自由に関して、人権裁判所は1993年5月25日のコキナキス判決において宗教の自由および諸宗教の共存を民主主義と密接に結びつけた。人権裁判所は、同判決において、「住民の中に多くの宗教が共存する民主社会⁽³²⁾」という見解を示すとともに、次のように述べて

(28) Arrêt Eglise Métropolitaine de Bessarabie et autres c. Moldova, *supra*, note 22, § 116.

(29) Arrêt Serif c. Grèce, *supra*, note 25, § 53.

(30) Gonzalez, Note sur CEDH, grande chambre, arrêt du 10 novembre 2005, Leyla Şahin c. Turquie, *supra*, note 8, p. 317.

(31) CEDH, arrêt du 13 août 1981, Young, James et Webstar c. Royaume-Uni, Série A n° 44, § 63.

いたのである。「思想、良心及び宗教の自由は、人権条約の意味での『民主社会』の土台の一つを表す⁽³²⁾」。

このような思考の基礎には、「政治的民主主義により、もっともよく維持されるこれらの基本的自由」と言明する人権条約前文が示すように、民主主義が人権保障におけるもっとも重要な原則であるという認識がある。1998年1月30日のトルコ統一共産党判決における次の記述もそれを発展させたものとみることができる。「民主主義はヨーロッパの公序の基本的要素である。……ヨーロッパ人権条約は民主主義の理念と価値とを保護し促進することを目的とする⁽³⁴⁾」。

2 ライシテの原則に関する判例

(1) ライシテに対する評価

「疑いもなく非宗教的なシステムが宗教的自由の十分な発達にもっとも適している⁽³⁵⁾」。宗教的自由に詳しいフランスの国際法学者ジェラルド・ゴンサレスによるこの記述が示すように、理論的に政教分離制度が宗教的自由の保障にもっとも適合的とみる見方が、フランスでは強かった。

それでは、人権裁判所は政教分離制度をどうみているか。結論から先に言えば、人権裁判所は、政教分離制度が人権条約の基本原則に適合するものとみて、それを高く評価する。この点は、トルコのライシテの原則が問題となり、トルコが勝訴した次の2判決にうかがうことができる。また、トルコはこれまで人権裁判所から人権条約違反を認定されること

(32) CEDH, arrêt du 25 mai 1993, *Kokkinakis c. Grèce*, Série A n° 260-A, § 33. Cf., François Rigaux, Observations, *Revue trimestrielle des droits de l'homme*, 1994, p. 137. 小泉・前掲注(3)160-165頁も参照。

(33) Arrêt *Kokkinakis c. Grèce*, § 31.

(34) CEDH, arrêt du 30 janvier 1998, *Parti communiste unifié de Turquie et autres*, *Recueil des arrêts et décisions*, 1998-I, § 45.

(35) Gonzalez, *supra*, note 8, p. 317.

が多かっただけに、ライシテの原則の実施措置が関わった2判決での勝訴はとくに注目される。

(2) 繁栄党判決⁽³⁶⁾

(a) 事実 トルコのイスラム主義政党であり、かつ政権政党でもあった繁栄党またはその幹部が、イスラム法（シャリーア）に基づく制度および多元的法システム（自己の所属する宗教ごとに各人がその宗教規範に服する国家法システム）の設立をめざした。しかも彼らは、その活動の一環としてシャリーア樹立のための暴力的ジハードも唱えるなどした。このため、トルコの憲法裁判所は、憲法と政党法に基づき同党を解散する判決を下した。

これに対し繁栄党およびその幹部は、同党の解散が結社の自由を定めた人権条約11条等に違反するとして、人権裁判所に提訴した。人権裁判所第3小法廷は、2001年7月31日判決において申し立てを斥け、本件解散を人権条約に適合するものと判断した⁽³⁷⁾。これに続き本件は人権裁判所大法廷に付託された。大法廷は2003年2月13日に17名の裁判官全員一致で本件解散の条約適合性を認める判決を下した⁽³⁸⁾。以下、この大法廷判決をみることにする。

(b) 判決 本判決は、人権条約11条に関するこれまでの判例と同様に、次の3点から条約適合性を審査した。自由の制約が、①「法律により規定されていた」か、②「正当な目的があるか」、③「民主社会において必要」か。とくに大法廷は③について、政党の事由の限界、党員の言動による

(36) 繁栄党判決の詳細につき参照、小泉・前掲注(6)72-78頁。

(37) CEDH, arrêt du 31 juillet 2001, Refah partitisi (Parti de la Prospérité) et autres c. Turquie. Cf., Stefan Sottiaux et Dajo de Prins, Observations, *Revue trimestrielle des droits de l'homme*, 2002, p. 983; Jean-Pierre Marguénaud et Jacques Raynard, Note, *Revue trimestrielle de droit civil*, 2001, p. 980.

(38) Arrêt Refah partitisi (Parti de la Prospérité) et autres c. Turquie, *supra*, note 18.

党の責任、政党解散の条約適合性の判断方法などの一般論を示したうえで、それを本件に当てはめた。それらの判示はすべて重要であり、また興味深いが本稿では省略する。ここでは人権裁判所がトルコのライシテの原則に言及した次の箇所だけに注目したい。

トルコにおける民主制度に対するライシテの原則の重要性を考慮して、当裁判所は繁栄党の解散が11条に列挙された複数の正当な目的、すなわち国の安全および公共の安全の保持、秩序の維持および犯罪の防止ならびに他者の権利および自由の保護を追求していたと考える。⁽³⁹⁾

人権条約審査機関は、ライシテの原則が法の優位および人権と民主主義の尊重と一致する〔トルコの〕建国の諸原理の一つであると考えた。この原則を尊重しない態度は、宗教を表明する自由に属するものと認められるとは必ずしも限られず、人権条約9条が行う保護を受けることはできないであろう。⁽⁴⁰⁾

当裁判所が行わなければならない全般的検討は、当該政党の解散が位置づけられる歴史的進展、ならびに当事国においてこの進展の枠組みでライシテの原則を保持することの「民主社会」の十全な機能に対する一般的利益を考慮しなければならない。⁽⁴¹⁾

当裁判所は、イスラムの神権政治体制がすでにオスマン・トルコの法の歴史において認められたことにも注目する。トルコは旧神権政治体制の解體および共和制の樹立の時、イスラムおよび他の諸宗教を私的な宗教実践

(39) *Ibid.*, § 67.

(40) *Ibid.*, § 93.

(41) *Ibid.*, § 105.

の領域に封じ込めるライシテの着想を選択した。民主主義制度の存続についてのトルコにおけるライシテの原則の重要性を想起して、当裁判所は、トルコ憲法裁判所がシャリーアを確立することを企図する繁栄党の政綱を民主主義と適合しないと考えたとき、同裁判所は正当であったと考える⁽⁴²⁾。

(3)レイラ・シャヒン判決

(a)事実 レイラ・シャヒンはイスタンブール大学医学部の女子学生であり、女性イスラム教徒が身につけるスカーフ（ヘジヤブ）を着用して講義等に出席していた。ところが、同大学長は1998年2月23日にイスラムのスカーフを着用する者に対して講義等への出席を禁止する旨の通達を発した。にもかかわらずシャヒンはスカーフを着用したままで講義に出席続けようとしたため、学部長は法令に基づき1999年5月26日に彼女に一学期間の停学処分を科した。これに対しシャヒンは、当該処分の取消を求める訴を行政裁判所に提起したが、最終的に国家評議会⁽⁴³⁾ (Danıştay) の2000年9月28日判決により請求を斥けられた。

そこで、シャヒンは前記通達が人権条約9条、第一議定書2条（教育を受ける権利の規定）などに違反すると主張して人権裁判所に提訴した。人権裁判所第4小法廷は、2004年6月29日に条約違反はなかったという判決を下した⁽⁴⁴⁾。さらに本件は、シャヒンの請求に従い人権裁判所大法廷に付託された。大法廷は2005年11月10日に本件の条約適合性を認める判

(42) *Ibid.*, § 125.

(43) 国家評議会はフランスのコンセイユ・デタと同様の機関であり、行政事件の最高裁判所でもある。

(44) CEDH, arrêt du 29 juin 2004, Leyla Şahin c. Turquie. Cf., Baptiste Bonnet, Note, *JCP (Semaine juridique, Edition générale)*, 2005, II, 10016, p. 223; Gulsen Yildirim, Note, *Recueil Dalloz*, 2005, jurisprudence, p. 204; Emmanuelle Bribosia et Isabelle Rorive, Le voile à l'école: Une Europe divisée, *Revue trimestrielle des droits de l'homme*, 2004, p. 951.

決を下した（1名の裁判官の反対意見がある）⁽⁴⁵⁾。

(b)判決　本判決では、繁栄党判決と同様に、条約9条適合性が次の3点から審査された。①「法律により規定されていた」か、②正当な目的があるか、③「民主社会において必要」か、がそれである。本件では、スカーフ着用禁止の根拠となったものが学長の通達であったことから①の点も問題になったが、大法廷は国内判例などを参照してこれを肯定した。

他方③に関しては次のような一般論が示された。宗教的象徴物の着用規制に関し締約国における評価の広い余地があること。「民主社会の存続に不可欠な他者の権利および自由の保護、公の秩序の要請、市民の平穏ならびに真の宗教的多元主義の維持することの必要性」を考慮して、国内の規制措置がその目的と比例しているかを審査しなければならないこと。本判決はこれらを本件に当てはめた。この文脈において人権裁判所が次のようにライシテに触れているのは注目される。⁽⁴⁶⁾

シャヒンのような女子学生によるイスラムのスカーフの着用を大学内で場所と様式の制約を課す1998年2月23日の規制が構成する、争われている自由への干渉は、トルコの裁判所によれば、とりわけライシテおよび平等の2原則に基づいていた。

〔トルコの〕憲法裁判所は、……民主的諸価値を保障するライシテが自由と平等との接合点であると考えた。この原則は、ある特定の宗教または信仰に対し偏愛を示すことを国に禁止し、このようにして国を不偏な審判者の役割に導き、必然的に宗教の自由および良心の自由を含意する。この原則は、国の恣意的な介入に対してのみならず、過激集団から発せられる外的な圧力に対しても個人を保護することを目的とする。さらに、同裁判

(45) Arrêt du 10 novembre 2005, Leyla Şahin c. Turquie, *supra*, note 8.

(46) *Ibid.*, § 112-114.

所によれば、宗教を表明する自由はこれらの価値および原則を保持する目的で制限されうる。

第4小法廷が正当に強調したように、当裁判所は、このようなライシテの考え方を人権条約の基底にある諸原則を尊重するものとする。当裁判所は、確かに法の優位ならびに人権および民主主義の尊重と適合するトルコの建国原理の一つである、ライシテの原則がトルコにおける民主的システムの保護に必要なものとみなされうることを確認する。この原則を尊重しない態度は、宗教を表明する自由⁽⁴⁷⁾に属するものと認められるとは必ずしも限られず、人権条約9条が行う保護を受けることはできないであろう。

こうした判断を踏まえ、人権裁判所が、本件のスカーフ着用禁止の人権条約適合性に関する判断の中で、次のようにライシテの原則がその禁止の正当な根拠となりうることを示唆したことも注目に値する⁽⁴⁷⁾。

大法廷は、〔第4〕小法廷の次の判決理由を斥けるいかなる適切な理由も見いだせない。

〔〔トルコの〕憲法裁判所に倣い（……）〔訳注 原文どおり。以下同じ〕、当裁判所は、トルコの文脈においてイスラムのスカーフに取り組むとき、強制的な宗教的義務と示され、またはそう感じられるこの象徴物の着用がそれを身につけない者に対し持ちうるインパクトを無視することはできないであろう。……人口の大部分が女性の権利および非宗教的な生活様式への深い愛着を表明しながらもイスラムを信奉する国において、とくに『他者の権利および自由』および『公の秩序の維持』が問題となっている。したがって、これに関する制限は、トルコの裁判所が示したように（……）、この宗教的象徴物がトルコで過去数年の間に政治的な重要性を獲得しただけに、これら2つの目的を達成するための『特に重要な社会的必要』に対

(47) *Ibid.*, § 115-116.

応するものとみなされうる」。

「当裁判所は、宗教規範に基づく自己の社会の構想および自己の宗教的象徴物を社会全体に強要しようと努める過激政治集団がトルコにおいて存在するを見落とすことはできないであろう（……）。当裁判所は、各締約国が人権条約の諸規定に従いながら、その歴史的経験に応じて、このような政治運動に反対する態度をとりうる、とすでに述べたことを指摘する（繁栄党判決 § 124）。したがって、争われた規制はこのような文脈に位置し、その規制は上記の正当な目的を達成することを目的とし、このようにして大学における多元主義を保護する措置を構成する」。

上記の文脈の照らすと、大学における宗教的象徴物の着用の禁止を理由づけた主要な理由は、憲法裁判所により解釈されたライシテの原則である⁽⁴⁸⁾。

3 ヨーロッパ的価値としてのライシテ

(1) ライシテの原則に対する高い評価

まさに「ライシテの賛歌⁽⁴⁹⁾」とさえ言えそうな前述の2判決において、

(48) なお、イスラムのスカーフ着用への反対論には、しばしばイスラムのスカーフが男女平等に反するものであるという主張がみられる。これはスカーフについての解釈に立ち入る見解であるため、フランスではこのような論理に対して批判が強い。だが、本判決ではスカーフ男女不平等論を少なくとも明示していないことも注目に値しよう。というのは、人権裁判所は、2001年2月15日のダフラブ事件決定において、次のようにスカーフ男女不平等論を明言していたからである（CEDH, décision du 15 février 2001, Dahlab c. Suisse, *Recueil des arrêts et décisions*, 2001-V. この決定に対する批判につき次の文献を参照、Nicolas Chauvin, Le port du foulard islamique par une enseignante, *Revue française de droit administratif*, 2003, p. 538.）。スカーフの着用は「両性の平等の原則に適合することが困難なコーランの掟により女性に強要されているように見える」。ダフラブ事件決定につき参照、渡辺康行「文化的多様性の時代における公教育の中立性の意味——イスラム教徒の教師のスカーフ事件を中心に——」樋口陽一他編『国家と自由——憲法学の可能性——』（日本評論社、2004年）86頁。

(49) Gonzalez, *supra*, note 8, p. 320.

人権裁判所はトルコにおけるライシテの原則の重要性を承認した。しかも、人権裁判所は、トルコ憲法に規定され、その憲法裁判所により解釈されたライシテの原則の人権条約適合性を是認するのみならず、さらに進んで人権条約に照らしてそれをかなり高く評価した。これは、とくにライシテの原則に反する行為が宗教の自由の保障を受けないという趣旨が言明された点にみることができる。

ところで、ライシテの原則に対する人権裁判所による高い評価が、その原則と民主主義的価値との関連性を理由としたことには注意すべきであろう。この点は、フランスの国際法学者ジャン＝フランソワ・フロスにより次のように示された。「人権裁判書はライシテをヨーロッパの『民主社会』に奉仕する価値に変えることにより、ライシテを促進し、それに高いに価値を与えた⁽⁵⁰⁾」。こうした民主主義との関わりでライシテの原則を評価するという発想は、人権裁判所判例において当然のことであった。というのは、ライシテの諸要素に関する判例でみたように、もともと民主主義の維持および民主社会における宗教のあり方が、判例において常にもっとも考慮されてきたからである。

また、ライシテの原則および政教関係である政教分離制度に対する人権裁判所の好意的姿勢は、前述した国教制度および公認宗教制度については全く見られなかったものである。こうみると、人権条約は特定の政教関係を選択しなかったものの、人権裁判所は人権条約の適用において政教分離制度とそれ以外の政教関係を明らかに区別していると言わざるを得ない。

(2)ヨーロッパ的価値

前述の2判決において人権裁判所は、自らライシテを定義することなく、トルコの憲法裁判所により示されたライシテを是認する形で、ライ

(50) Flauss, *Laïcité et Convention européenne des droits de l'homme*, *Revue du droit public*, 2004, p. 319.

シテの原則を承認した。これは人権条約にライシテの原則が規定されていないので当然のことであった。

ところで、この事実から、ライシテがヨーロッパ全体で承認される原則ではなく、それはむしろトルコの特殊な文脈でのみ宗教的自由の規制理由の根拠となりうるものにすぎないとみる見解もある⁽⁵¹⁾。確かに、シャヒン判決において、女子学生に対するイスラムのスカーフ着用禁止についての条約適合性を肯定するなかで援用された次の事実は、トルコ固有のものであった。「人口の大部分が女性の権利および非宗教的な生活様式への深い愛着を表明しながらもイスラムを信奉する国」、宗教的原理主義を唱える「過激政治集団」の存在、がそれである。

にもかかわらず、ライシテの原則は、人権裁判所の判決においてトルコの文脈を超え、ヨーロッパの「公の秩序」をなす原則となったとみることができそうである。これは、ライシテをヨーロッパ全体で人権条約の諸自由を制約する公の秩序として承認することを意味する。この点をフランスの宗教法学者のアラン・ガレイは次のように述べた。

「ヨーロッパ人権裁判所は、『トルコの民主主義システムにおけるライシテの原則の重要性』を考慮しながら、次のことを参照して、トルコ憲法の文脈を超える判例の確立を行った。①法の優位、②人権および民主主義⁽⁵²⁾。『人権裁判所にとって、〔ライシテの原則は〕ヨーロッパ〔人権〕条約に属する価値および原則であり、したがって人権のヨーロッパ的公序の構成要素である⁽⁵³⁾』。『人権裁判所大法廷は、差別的な宗教規範に基づ

(51) Bonnet, *supra*, note 44, p. 225. こうした見方は、シャヒン判決と類似するウズベキスタンの事案で国連人権委員会がヨーロッパ人権裁判所とは正反対の結論を示したことにより、勢いづけられるかもしれない。Communication n 931/2000, Hudoyberganova c. Ouzbékistan, Nations Unies, *Rapport du Comité des droits de l'homme*, volume 2, Supplément n 40, (A/60/40), 2005, p. 48.

(52) Alain Garay, La laïcité, principe érigé en valeur de la Convention européenne des droits de l'homme, *Recueil Dalloz*, 2006, chronique, p. 104.

く価値判断に異議を唱えるヨーロッパ〔人権〕条約の価値と原則を含む、ヨーロッパの公序概念の拡張を確認した。『宗教的な』個人でさえ人の地位は、人権裁判所にとって、自らの統制の下にあり、人権条約により認められた原則および価値というヨーロッパの公序が関わり始めるところで、立ち止まる⁽⁵⁴⁾」。

こう考えると、ライシテの原則は、それが憲法原則とされてきた数カ国のみの価値からヨーロッパ的な価値へと発展したことになる。これをフロスは次のように証言した。「ここ10年の間に、ライシテは国内の価値の状態からヨーロッパ的価値の地位に移行した。これは、ライシテがほとんど遺伝子学的な、質的变化を知ったということである⁽⁵⁵⁾」。

そして、このようなヨーロッパ的価値としてのライシテを肯定する見方は、政教関係のいかに問わず締約国に、諸宗教および諸教派に対する国の宗派的中立義務・不偏義務、宗教集団間の寛容の促進、宗教的多元主義の維持を義務づけてきた人権裁判所判例に合致するであろう。

(3)政教関係の接近化

繰り返し述べたように人権条約は1つの政教関係を選択していないが、ライシテをヨーロッパ的価値に昇華させてきた最近の判例は、各国の多様な政教関係を多少とも接近させる影響を与えていきそうである⁽⁵⁶⁾。というのは、判例によれば、宗教的原理主義団体が樹立しようとする宗派国

(53) *Ibid.*, p. 105.

(54) *Ibid.*

(55) Flauss, *supra*, note 50, p. 318.

(56) もっとも、実際にはヨーロッパ各国は、若干の例外を除きすでにライシテの本質的要素を共有しているという見解もある。Robert, *supra*, note 4, relations, p. 32. また、こうした事実の存在が人権裁判所によるライシテの原則の承認の素地となったという見方もできる。Michel de Salvia, *Liberté de religion, esprit de tolérance et laïcité*, in *Libertés, justice, tolérance: Mélanges en hommage du doyen Gérard Cohen-Janathan*, vol. 1, Bruyant, 2004, p. 600.

家は認められないばかりか、諸宗教および同一教団内の諸教派に対する一定の宗教的中立性が締約国に求められるからである。このようにして、各国の政教関係は基本的に尊重されるものの、国の中立義務の要請が強まれば、特定宗教団体を優先的に承認する制度を維持することが次第に困難とならざるを得ないことが予想されるのである。⁽⁵⁷⁾これは、とりわけ政教分離ではない政教関係をとる国に、ある程度の政教分離化を促すことになるろう。

なお、政教関係の画一化といっても、それが宗教的多元主義を尊重する方向であることには注意を要する。⁽⁵⁸⁾

4 ヨーロッパ人権裁判所判例のフランスへの影響

(1)人権裁判所判例の参照

人権裁判所がライシテをヨーロッパ的な価値として認めるにつれ、その判例がフランスにおけるライシテの原則にもますます影響を与えることになりそうである。

人権裁判所のコキナキス判決以降、フランスにおいても人権条約9条およびその人権裁判所による解釈が参照され、それがフランス法に影響を与えてきた。⁽⁵⁹⁾もっとも繁栄党判決以前には、人権条約を参照することにより、宗教的自由の保障のみが強調され、反面ライシテの原則が弱められるといった見方が、フランスの公法学説では強かった。⁽⁶⁰⁾ところが、繁栄党判決以降、ライシテの原則に関するフランス独自の適用を根拠づけるという意図から、人権裁判所判例がフランスにおいて大々的に参照

(57) Lorna Woods, Decisions of the European Court of Human Rights during 2001, *British Year Book of International Law*, 2001, p. 543.

(58) フランシス・メスネルらの宗教法体系書も、「多元主義国家の方向へ」の「宗教制度の人権条約による画一化」を指摘する。Messner, *supra*, note 4, p. 341-342.

(59) 小泉・前掲注(3)174頁以下。

(60) 小泉・前掲注(3)182頁。

されるようになった。

これをもっともはっきりと示すものは、2004年11月19日の憲法院判決⁽⁶¹⁾である。同判決はヨーロッパ憲法条約の憲法適合性を審査したものである。しかも、この判決では、注目すべきことに人権裁判所の判決が初めて明示的に参照された。その判決は、2004年6月29日のヨーロッパ人権裁判所第4小法廷レイラ・シャヒン判決である。しかも、驚くべきことに、憲法院判決の当時、シャヒン事件は人権裁判所大法廷に係属してしたにもかかわらず、憲法院は同事件の第4小法廷判決を参照した。憲法院は、このシャヒン判決を参照して、ヨーロッパ人権条約9条1項と同じ規定をもつヨーロッパ憲法条約II-70条につき、ライシテの原則を定めた憲法1条との適合性を次のように肯定した。

II—70条1項が、各人に単独または集団で、公に宗教実践により自己の宗教的信念を表明する権利を承認するとしても、基本権憲章起草委員会の説明 (explications du præsidium) は、同条により保障される権利が、人権及び基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約9条により保障された同じ意味と範囲を持つことを明確にする。その権利は、とりわけ公共の安全、公の秩序、公衆衛生及び公の道徳ならびに他者の権利および自由のために同様の制約に服する。人権条約9条はヨーロッパ人権裁判所により、最終

(61) Conseil constitutionnel, n° 2004-505 DC du 19 novembre 2004, *Recueil des décisions du Conseil constitutionnel*, p. 173. Cf., Henri Labayle et Jean-Luc Saubon, La Constitution française à l'épreuve de la Constitution pour l'Europe, *Revue française de droit administratif*, 2005, p. 1; Christine Maugué, Traité établissant une Constitution pour l'Europe et les juridictions constitutionnelles: Présentation générale, *Revue française de droit administratif*, 2005, p. 30; Jean-Pierre Camby, Le principe de laïcité: l'apaisement par le droit, *Revue du droit public*, 2005, p. 3; Anne Levaide, Le Conseil constitutionnel aux prises avec la Constitution européenne, *Revue du droit public*, 2005, p. 31.

的には上述の決定〔註文 シャヒン判決のこと〕により、各加盟国の憲法的伝統に調和するように、絶えず適用されてきた。このようにして、人権裁判所は各国の多くの憲法的伝統により承認されたライシテの原則の価値を法的に確認するとともに、人権裁判所は、礼拝の自由とライシテの原則とを調整するため、国内の伝統を考慮してもっとも適切な措置を決定することについて、国に評価の大きな余地を残した。これらの諸条件において、「フランスは、非宗教的な共和国である」という文言において、公共団体（collectivités publiques）と私人（particuliers）との関係を規律する一般法から免れるために宗教信仰を主張することを何人に対しても禁じる、憲法1条の諸規定は、尊重されている。

(2)ライシテの原則の刷新へ

ところで、このように憲法院がシャヒン判決を参照したことから、その2004年判決は、シャヒン判決と同様に公立学校における宗教的標章の着用を規制したフランスの法律を事実上合憲と判断したとみることができ⁽⁶²⁾る。その法律は、「ライシテの原則を適用して、公立学校、コレッジおよびリセにおいて宗教への所属を表明する標章または服装の着用を枠づける2004年3月15日の法律」（宗教的標章法）である。コンセイユ・デタ調査官のクリスティヌ・モギユエもこの点を次のように述べた。

憲法院判決において引用された、2004年6月29日のレイラ・シャヒン判決は、つい最近次のことを強調して指摘した。宗教的自由の原則は、若干

(62) 宗教的標章法制定を大統領に提案した、いわゆるスタジ報告書においても、人権裁判所の繁栄党判決など諸判決が参照されていた。Commission présidée par Bernard Stasi, *Laïcité et République*, Documentation française, 2004, pp. 48-50. 同報告書につき参照、小泉・前掲注(3)81頁、柳原邦光「フランスはなぜイスラム・ヴェールの着用を法律で禁止したのか」地域学論集（鳥取大学地域学部紀要）2巻2号（2005年）291頁以下。

論 説

の国に存在するライシテの原則と調整されなければならないと。憲法院は、こうして憲法1条に現れている非宗教的な共和国の厳粛な解釈、ならびに確実に、当時憲法院に付託されなかった宗教的標章に関する2004年3月15日の法律第2004-228号の事後的な有効宣言を行った。⁽⁶³⁾

このように、実際に人権裁判所判例は、フランスにおけるライシテの原則の厳格な適用に根拠を提供するように作用している。さらに、フランスは、人権裁判所が締約国に求めてきた宗教的中立性、宗教間の寛容の促進および多元主義の尊重に適合して、ライシテの原則を解釈適用することが求められることになろう。こう考えると、次のようなフロスの記述にも納得がいこう。「ヨーロッパ判例で素描された方向づけは、フランス法を豊かにすることにまさに寄与し、さらにライシテという内発的な原則を刷新することを助けうるであろう」。⁽⁶⁴⁾

むすびに代えて

ヨーロッパ人権条約は、宗教的自由を規定するが、締約国間で一致しない政教関係については中立的立場をとる。しかも、各国の政教関係はヨーロッパ人権裁判所の判例においても基本的に尊重されてきた。しかし、実際には、最近の判例において、同条約の宗教的自由条項が政教分離の原則の本質的要素とみることのできる法則も加味して適用されている。その要素は、国家の宗教的中立義務、対立宗教間の寛容の促進義務および宗教的多元主義尊重義務といったものである。さらに、宗教的自由の保障のみならず民主政治の維持という観点から、ライシテという政教分離の原則が積極的に評価され、これによりライシテの原則がヨーロッパにおける公の秩序とみなされるに至っている。このようなヨーロ

(63) Maugué, *supra*, note 61, p. 32.

(64) Flauss, *supra*, note 50, p. 319.

パの動きは、宗教的自由の保障の強化とともに、各国の政教関係を多少とも画一化する方向、とくに政教分離化する方向に進むことが予想される。また人権裁判所判例は、フランスにおけるライシテの原則の適用にも影響を与えるものと見られている。

ヨーロッパ人権条約も含め国際人権条約における宗教的自由の保障は、そこに政教分離の原則が規定されていないためか、これまで、わが国の憲法学説の注目をひいてこなかった。だが、予想外にも、少なくともヨーロッパ人権条約の適用において政教分離に相当する原則がかなり認識されていることが分かった。本稿で明らかになったヨーロッパ人権条約の適用は、日本国憲法における信教の自由と政教分離の原則に関する条項の適用を考える際にも考慮されるべきであろう。多様な宗教が共存するわが国の社会において国家が特定宗教を優遇することなどは、ヨーロッパの人権基準からみても、とくに警戒すべきこととなる⁽⁶⁵⁾。

ところで、近年ヨーロッパでは社会の多様化および世俗化が進むとともに、カトリック国を中心に国教制度を放棄し、その後プロテスタント国でも同じような動きが見られるようになった。またオランダのように厳格な政教分離に向かう国も現れた。このような現実がヨーロッパ人権条約およびその適用においてみられる最近の進展に大に関わっているように見えるが、果たしてどうか。また、政教関係の政教分離化を促すように見えるヨーロッパ人権条約の適用は、今後どこまで進むのか。さらに、政教関係をめぐるヨーロッパ人権条約における動きは、他の国際人権条約においても見られるのであろうか。国際人権保障と政教関係とをめぐる課題は少なくない。

(65) 信教の自由の領域でヨーロッパ人権裁判所判例が参考になることにつき参照、小泉・前掲注(21)311-313頁。